

2021年（令和3年）9月15日

元気なうちにしっかり準備 ～終活のはじめかた～

明石市政策局市民相談室長
弁護士 能登 啓元

1

終活するメリットは？

- ① 自分の意思が周囲に**伝わる**
- ② 残された老後生活が**充実する**
- ③ 相続のトラブルを**回避できる**



3

終活って？

人生の終焉を考えることを通じて
自分を見つめ、**今をよりよく**
自分らしく生きる活動のこと



2

終活しないデメリットは？

- ① 自分の思いが**伝わらない**
- ② 老後生活に**不安**が残る
- ③ 残された親族が相続で**もめる**



4

終活するのは、だれのため？

家族・親族や身近な人のため？

⇒もちろん、それもありますが、
それだけではありません

自分のため！



5

いつからすればいいの？

特に決まりはありません

⇒いつからでもOK



<思い立ったが吉日>

今から少しずつ始めてみませんか？

6

何をすればいいの？

特に決まりはありません

⇒何をするかは**自分で**決められます

家族・親族や身近な人のために、
自分のために、何をしたらよいか
考えてみましょう



7

自分で決めろと言われても…

一般的には・・・

- ① 任意後見契約を結ぶ
- ② 死後事務委任契約を結ぶ
- ③ お墓を決める
- ④ エンディングノートを書く
- ⑤ **遺言書**を書く など



8

事例 Ⅰ

Ⅰ. 任意後見契約を結ぶ

任意後見契約って？

自分に判断能力があるうちに？
将来（認知症など）に備えて
自分が選んだ人に
自分の身の回りに関する事務を
あらかじめ頼んでおく制度



私は67歳で、明石市内の賃貸住宅に1人で住んでいます。夫も子どももいませんが、近所にいる姪が何かと助けてくれます。家賃は、大家さんに手渡ししています。

将来認知症になったときは、私名義の通帳からお金を下ろして家賃を支払うことを姪にお願いしたいと思い、そのことを自筆で書いて実印を押した文書を姪に託しました。認知症の準備として大丈夫でしょうか。

契約を結ばなかったら？

将来、認知症などになったときに
家族・親族や身近な人が困ります！

具体的には・・・

本人名義の預貯金を下ろせない

⇒家族・親族がもめるトラブルに



どうやって利用するの？

- ① 頼む相手を決める
⇒身内でも第三者でもOK
- ② 頼む内容を決める
⇒家賃の支払い、通帳の管理など
- ③ **公正証書**により契約書を作る
⇒頼んだ相手と一緒に公証役場に出向く



13

公正証書を作った後は？

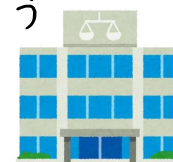
元気なうちは・・・

⇒自分で対応する

判断能力が不十分になったら・・・

⇒①そのことを**家庭裁判所**に伝えて、
任意後見監督人を選任してもらう

②頼まれた人（任意後見人）が、
公正証書で決めた事務を始める



14

費用はどのくらい？

- ① 契約書作成・登記手続費用
⇒約3万円
- ② 任意後見監督人選任申立費用
⇒約6000円＋実費
- ③ 任意後見人等に対する報酬



15

気を付けることは？

親しい仲でも油断は禁物！

⇒**使い込み**事件

⇒信頼できる他の人に伝えておくことが大切



死後の事務は頼めない

⇒任意後見契約は死亡によって終了する

⇒**死後事務委任契約**を結んでおく

16

事例 2

2. 死後事務委任契約を結ぶ

私は73歳で、サービス付き高齢者向け住宅に1人で暮らしています。生涯独身で、九州に住んでいる妹とは縁を切ったので、親友のAさんに連帯保証人になってもらっています。

私の死後、周囲に迷惑をかけないように、Aさんとの間で死後事務委任契約を結び、私の遺産全額をB社会福祉法人に渡すようお願いしました。これで大丈夫でしょうか。

18

死後事務委任契約って？

自分が**生きているうちに**
自分が**亡くなったときに備えて**
自分が選んだ人に
自分の**死後**の事務を
あらかじめ**頼んでおく**制度



19

契約を結ばなかったら？

亡くなったときに周囲の人が困ります！
死後の**希望が叶わない**かも・・・

具体的には・・・

未払いの費用が支払われない
葬儀や供養が希望どおり行われない



20

どうやって利用するの？

- ① 頼む相手を決める
⇒身内でも第三者でもOK
- ② 頼む内容を決める
⇒自由に決めることができる
- ③ 契約書を作る
⇒公正証書がベター（必須ではない）



21

自由に決めろと言われても…

一般的には・・・

- ① 遺体の引き取り
- ② 関係者等への死亡の連絡
- ③ 葬儀、納骨、墓石建立、永代供養
- ④ 入院費用、施設入所費用等の精算
- ⑤ 賃借建物の明渡し、遺品整理
- ⑥ 行政官庁等への届出 など



22

契約書を作った後は？

元気なうちは・・・

- ⇒頼んだ相手（受任者）と詳細を詰める
- ⇒受任者による具体的な作業
 - ➡連絡先の確認
- 葬儀社や寺院との打合せ



亡くなった後は・・・

- ⇒受任者が、**死後すぐに**事務を始める



23

費用はどのくらい？

- ① 契約書作成費用
⇒実費
(公正証書の場合 約1.5万円)
- ② 受任者に対する報酬
- ③ 預託金



24

気を付けることは？

信頼できる人をお願いする

⇒預託金を横領する可能性あり



財産の承継（遺産分け）は頼めない

⇒死後事務委任契約の対象は事務手続のみ

⇒遺言書を書く

25

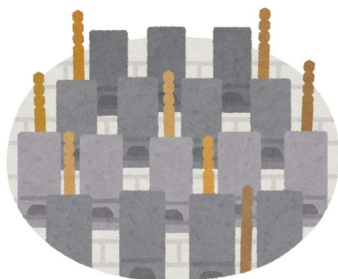
お墓の種類は？

① 公営墓地 ※ 石ヶ谷墓園

② 民営墓地

③ 寺院墓地

④ 永代供養墓地



27

3. お墓を決める

お墓を決めるポイントは？

一般的には・・・

① 宗派

⇒寺院墓地の場合、制限がありうる

② 費用

⇒墓石代、永代使用料、年間管理費など

③ 環境

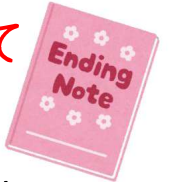


28

エンディングノートって？

4. エンディングノート を書く

自分が**生きているうちに**
自分が**亡くなったときに備えて**
家族・親族や身近な人に
自分の**思いや考え**を伝えるために
あらかじめ**書いておく**ノート



30

ノートを書かなかったら？

家族・親族や身近な人に
自分の思いや考えが
正確に伝わらないかもしれません
せっかくなので
気持ちを伝えてみませんか？



何を書けばいいの？

特に決まりはありません
⇒何を書くかは、**自分で**決められます
読み手は家族・親族や身近な人です
⇒**読み手**や**自分のために**、何を書けば
よいか考えてみましょう



31

32

自分で決めろと言われても…

一般的には・・・

- ① プロフィール（自分史）
- ② 介護についての希望
- ③ 終末期医療の考え方
- ④ 葬儀や供養の方法
- ⑤ 家族・親族や身近な人への思い

など

33

ノートを書いた後は？

元気なうちは・・・

- ⇒必要であれば、何回でも書き直しましょう
- ⇒大切に保管しましょう
- ⇒保管場所を伝えておきましょう



亡くなった後は・・・

- ⇒家族らが読んでくれると信じましょう

34

費用はどのくらい？

- ① ノート購入費用



- ② ペン購入費用

⇒いずれも数百円～数千円程度



35

気を付けることは？

法的な効果（法的拘束力）がない

- ⇒法的な効果（法的拘束力）を与えるためには、死後事務委任契約を結ぶべき

財産の承継（遺産分け）は対象外

- ⇒エンディングノートには法的拘束力がない
- ⇒遺言書を書く



36

5. 遺言書を書く

遺言書って？

自分が**生きて**いるうちに
自分が**亡くなった**ときに**備えて**
家族・親族や身近な人に
自分の**財産**を**分ける**ために
あらかじめ**書いておく**文書



38

何を書けばいいの？

法律で厳格に決められています

- ① 遺産の分け方
- ② 認知
- ③ 遺言執行者の指定
- ④ 祖先の祭祀主宰者の指定



など

39

遺言書を書かずに亡くなったら？

亡くなると同時に、相続が始まります
⇒亡くなった人（=**被相続人**）の意思に
関係なく、法律で決められた人（=**法定
相続人**）が、法律で決められた割合
（=**法定相続分**）を相続します

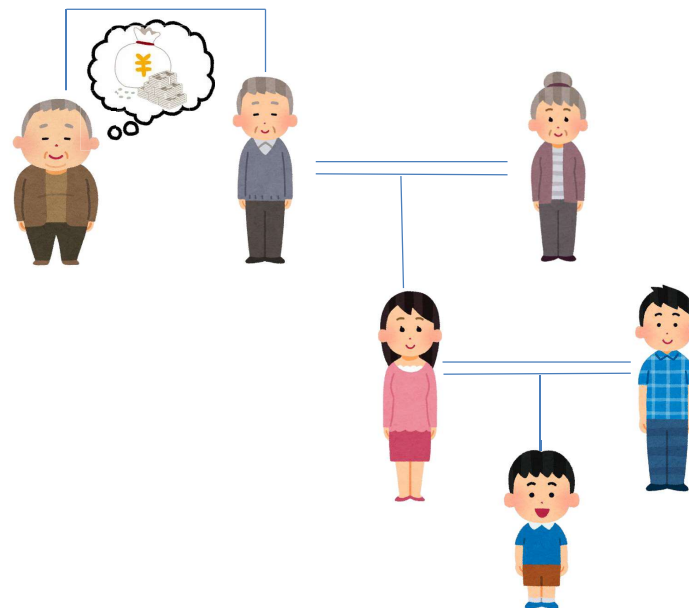


40

事例 3

2ヶ月前、夫が病気で亡くなりました。夫の遺言書は、ありませんでした。私たち夫婦には娘が1人おりましたが、その娘は5年前に他界しています。娘には、夫と男の子がいます。

先日、夫の兄が、自分も夫の法定相続人だから遺産の一部を渡すようにと要求してきました。夫の兄も、夫の法定相続人になるのでしょうか？



41

42

法定相続人って？

○必ず相続人になる人

⇒配偶者（夫・妻）＝必ず1人



× 離婚、内縁

○相続人になる順番が決まっている人

- ① 子（実子・養子） ※ 孫による代襲相続
- ② 直系尊属（父母・祖父母など）
- ③ 兄弟姉妹 ※ 甥・姪による代襲相続

43

法定相続分って？

○配偶者のみ

配偶者が全て相続

○配偶者と子

配偶者 $1/2$ 子 $1/2$

○配偶者と直系尊属

配偶者 $2/3$ 直系尊属 $1/3$

○配偶者と兄弟姉妹

配偶者 $3/4$ 兄弟姉妹 $1/4$

○子らが複数いる場合 割合は均等

※ 非嫡出子は嫡出子と同等

※ 異父母兄弟は同父母兄弟の $1/2$

44

遺言書の書き方は？

	書き方	証人の立会い	作成費用	家庭裁判所の検認手続	偽造・紛失・隠匿のおそれ
自筆証書遺言	本人が、遺言書の全文・日付・氏名を 手書き し、 押印 する	不要	不要	必要	あり
公正証書遺言	公証人が、本人から話を聞き、主に公証役場で作成する	必要	必要	不要	なし
秘密証書遺言	本人が作成し、公証人が遺言書の存在を証明する	必要	必要	必要	あり

45

遺言書を書けば絶対大丈夫？

遺留分を侵害することはできません



一定の相続人のために、相続に際して**法律上**取得することが**保障**されている遺産の**一定割合**のこと

⇒配偶者、子、直系尊属のみ保障

=**兄弟姉妹（甥・姪）は含まれない**

46

遺言書を書いた後は？

元気なうちは・・・

⇒必要なら、何回でも書き直しましょう

⇒大切に保管しましょう

⇒保管場所を伝えておきましょう

亡くなった後は・・・

⇒相続人らが手続を進めます



47

費用はどのくらい？

① 自筆証書遺言の場合

⇒紙と筆記具の費用など

⇒数百円～数千円程度



② 公正証書遺言の場合

⇒公正証書作成費用など

⇒数万円程度



48

財産より借金が多いなら？

相続放棄をしましょう。



家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出して、
受理されることが必要

- 裁判所＝被相続人の最後の住所地の管轄裁判所
- 期間＝自分が相続人と知ったときから3ヶ月以内
- 効果＝相続開始時から権利義務を一切承継しない
- 注意点＝相続開始前は、相続放棄できない

49

事例 4

次の自筆証書遺言は、法律上有効ですか？
それとも、無効ですか？



- ① 夫婦が連名で書いた遺言
- ② 日付を「75歳の誕生日に」とした遺言
- ③ 実印ではなく認印が押されている遺言



50

6. おさらい

終活のまとめ

	いつ使える？ 何に備えて？	法的 拘束力	頼む内容 書く内容
任意後見契約	判断能力があるうちに 認知症などに備えて	あり	生存中における身の 回りに関する <u>事務</u>
死後事務委任契約	生きているうちに 亡くなったときに備えて	あり	<u>死後の事務</u> (葬儀・供養など)
エンディングノート	生きているうちに 亡くなったときに備えて	なし	プロフィール 家族などへの <u>思い</u>
遺言書	生きているうちに 亡くなったときに備えて	あり	<u>財産</u> の承継 (遺産分け)

52

公証役場はどこにあるの？

全国各地にあります

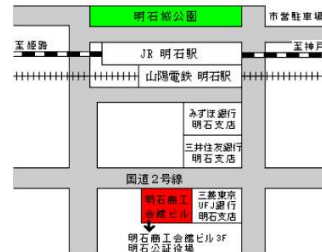
○明石公証役場

明石市本町1丁目1番32号

明石商工会館ビル302

TEL 078-912-1499

FAX 078-914-9414



53

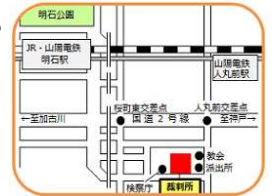
家庭裁判所はどこにあるの？

全国各地にあります

○神戸家庭裁判所明石支部

明石市天文町2-2-18

TEL 078-912-3233



54

おわりに

終活は、人生の棚卸し

終活のやり方は、人それぞれ

自分のために、

家族・親族や身近な人のために、

無理のない範囲で、

終活を始めてみましょう

今日の話が、少しでもお役に立てば幸いです



おつかれさまでした。

55

56